判断したことに相当性のあることは，原則として，被告の立証すべき事項である」と。

しかし，この文章からも明らかなように，被告が立証する必要があるのは「原子炉が安全である」ことではなくて，その「判断の相当性」であり，結局は，行政が動員した最高の専門家の判断だから相当性がある」して，住民を退けるための伏線だったのである。

福島地裁判決は，松山地裁の上記の判示の中の「相当性」を「合理性」に置き替えただけであるが，他の２判決は，行政擁護の姿勢を，さらに明確にしている。

高松高裁判決は，「行政庁は合理的な根拠に基づいておればそのことの主張立証を容易になし得る立場にある」と判示しておきながら，そのすぐ後で，それを「自己の判断が不合理でないことを主張すべきものとする」という判示に，目立たないようにすり替えている。そうすることによって，行政の判断が「不合理なのか合理的なのかどうか分らない」場合でも，行政に軍配をあげることができるようにし，結局は，住民らは「不合理である」ことを立証しない限り勝てないようにしたのである。

水戸地裁判決は，高松高裁と同様の見解をさらに露骨に，次のように判示している。

「安全性の審査，判断につき原告らが具体的に指摘した違法自由があるかどうかについて検討するものとする。なお，このような検討の結果，最終的に原告らの指摘した違法事由の有無がいずれとも確定し難い場合には，裁量権の逸脱等を主張すべき立場にある原告らにおいてその不利益を負担（つまり敗退，編集注）すべきものと解するのが相当である」と。

（以下次号に続く）

（１頁から続く）　貴社の経営実態は分りませんが，東京電力よりずっと弱小で，借金のもとになっている原子力発電の割合も大きい貴社が，那須社長の云う「〃健康診断〃に合格できる企業」だとは思えません。

昨年，電源開発会社が長崎県に建設中の松浦石炭火電１号（１００万キロワット，計画は３号まで）からの電気を買うように押しつけられた時，貴殿は中国電力の社長とともに「需要のない電源を建設することの方がおかしい」と，真当にも激怒されたそうですね。

貴社は，伊方３号炉の発電原価をキロワット時１８円と，松浦火力からの買電価格より３円も高く予想しています。私たちは貴殿の真当な云葉をそのまま貴殿に呈し，無謀で危険な３号炉の断念を強く勧告します。

（以下次頁）

会計報告（'85.12／24～'86.1／28）

収入	
会　費	１９０,０００
ニュース購読料	１５８,１５０
カンパ	１６,０００
上告理由書売上金	３５,０００
コピー代金	５,６２０
計	４０４,７７０
支出	
ニュース印刷代	２５,０００
郵送料	９,９００
振替手数料	１,７００
事務用品費	６,２６０
ゼロックス・リース料	１４,３００
コピー料金	１６,２８０
計	７３,４４０
差引	３３１,３３０
積立金合計	４３９,７９４

伊方訴訟ニュース

第１５０号

１９８６年２月１５日

連絡先：〒５３０　大阪市北区西天満４－９－１５　第一神明ビル

藤田法律事務所　☎ ０６－３６３－２１１２　口座　大阪　３－４８７８０

拝啓　四国電力社長殿
それでも３号炉を作るのですか？

貴殿は昨年１０月，行政の支援の下に，伊方原発３号炉の「２次ヒアリング」を強行されましたが，その後未だに，原子力安全委員会のゴーサインも出ず，周辺住民の間では何かと取沙汰されています。

よく御存じのことと思いますが，ことしになってから，原子力発電の前途をさらに暗くするような出来事が相ついでいます。

貴社とともに，原子力発電の割合の高さを誇っていた関西電力で，ことしのお正月に，とうとう，運転中の原発からの電気だけで，需要を上回るようになったとのことです。

さらに１月２０日には，北海原油が「心理的な壁」と見られていた１バレル当り２０ドルの線を割り込み，ＯＰＥＣ関係者も，このままでは１５ドルまで落ち込むとの予想をのべています。２０ドルを割り込むと，石油供給過剰の〃逆石油危機〃が世界経済を脅かすといわれていました。一方で電力会社は，「２０ドルを割ると，現在キロワット時あたり１７円程度の石油火力の原価も石炭や原子力を下回るので，押えている石油火力を再開したい」との意向だとも伝えられていました。

一方，石油価格が低下しても，かっての高度成長が期待できないことは経済専門家の一致した見解で，電力需要の伸びも，さらに鈍化しても上昇することは全くなさそうです。

さる１月１１日の日本経済新聞紙上で，わが国最大の電力会社である東京電力の那須社長は，次のように話しています。

「円高は電力業界に差益をもたらす半面，要需を減らしていて，電力冬の時代の予感さえする。それに理解してもらいたいのは，電力会社の経営体質が決して良くないということだ。東電だけで１日１４億円の利子を払っていて，企業としては落第生だ。現状のままでは，２１世紀まで生き残れるかわからない」と。（６頁右に続く）

２号炉第２５回公判
２月２８日（金）　午前１０時より

松山地裁大法廷

５ケ月ぶりの公判。原告住民側は，前回にひき続き，被告国側が無視ないしゴマカしている問題点を，いつもと同様に手作りの準備書面を提出して鋭く追及する予定。３号炉の追い打ちにもひるまず斗う現地住民に支援を！

最高裁審理に備えて

原発訴訟４判決に現われた推進側の矛盾（その２）

２　司法審査のあり方（つづき）

裁量処分と認定した根拠

松山地裁判決は，前号の「裁量処分であることの由来」の項でのべたように，「全く危険がない」とはいえない原発を，あえて設置許可するという立法の趣旨によって，行政庁の裁量が前提となっていると認定した。それを受けて，以下の二つの理由をかかげ，「原子炉設置許可処分は，周辺住民との関係においても（住民にとって安全かどうかの判断についても，編集注），これを被告（内閣総理大臣のこと，編集注）の裁量処分とする」と判示している。

①「原子炉の安全性の判断に特に高度の科学的，専門的知識を要する」ことと，

②「被告の高度の政策的判断（原発の設置を許可するかどうかの判断，編集注）に密接に関連する」ため。

高松高裁判決も，「原子炉の安全性いかんは，専門家の間でも見解の分かれる高度の科学的・専門技術的問題である」ことを認めている。しかし松山地裁判決と同様に，「行政庁に対し，原子炉の安全性が肯定された場合における原子炉設置の許容についての政策的裁量のみでなく，安全性を肯定する判断そのものについても専門技術的裁量を認めている」とし，その根拠として以下の４点をあげて松山地裁判決を補強している。

①裁判所には，もともと，行政庁の判断を肩替りするような能力も責任もない（前号の「裁判所の判断能力」の項参照）。

②「原子炉設置の安全性の判断は，現在における科学的見地から相当と認められる程度の実験，実証に基づいてなされるべきものと解せられ，しかも，その判断は，事柄の性質にかんがみ，単なる事実判断ではなく価値判断を含む」。

③「原子炉等規制法が抽象的，包括的な規定をするにとどめていることは，原子炉の安全性に関する判断につき行政庁の専門技術的裁量を予定し，その一環として，……，その基準の内容については，……，これを行政庁の裁量に委ねている」。

④「原子炉の安全性に関する判断は，それぞれの専門分野についての専門技術的知見に基づく個別的な判断を集積し，現在における科学的技術的知見，実績，専門家である審査委員の学識，経験等を結集した上での総合的な評価・判断として成り立つものといわざるを得ないから，かかる判断過程等からしても，右判断が行政庁の裁量を伴うものであることは否定すべくもない。」

福島地裁判決は行政庁の裁量を「広汎かつ高度な原子力行政に関する政策的事項についての総合的判断」と，「原子炉の安全性に関する専門技術的事項についての総合的判断」とに分け，原告の適格を認めた住民の安全に関すること，つまり，原子炉等規制法２４条１項４号および３号の「技術的能力」の部分とについては，後者の「専門技術的事項についての総合判断」だけが認められると，松山地裁ならびに高松高裁の判決と異った判断を示している。

そして，「専門技術的裁量」を認める根拠として，高松高裁判決があげた前述の４項目のうちの２項目，つまり，原子炉設置許可基準が抽象的であることと，原子炉安全審査には総合的な検討，評価を要することとをあげている。

水戸地裁判決は，福島地裁判決より，さらに明確に「政策的見地からする裁量」の介入を次のように否定している。

「右の審査，判断は，原子炉施設周辺の住環境及び周辺住民個々人の生命，身体等の安全性の審査，判断という事柄の性質上，専門技術的見地等からする審査，判断の結果に，政策的見地から更に裁量を働かせる余地のないものであることが明らかである。したがって，ここで問題とされるのは，専門技術的見地からする裁量に限られる」と。

そして「専門技術的裁量」を認めた根拠は結局は，他の判決と同様であるが，原子炉設置許可条件が，あまりにも具体性を欠いた〝白地規定〟であることについての驚きが行間ににじみ出ていて面白い。すなわち，

「原子炉設置許可処分における安全性の要件は，規制法２４条１項３号においては，単に『その者……に原子炉を設置するために必要な技術的能力……があり，かつ，原子炉の運転を適格に遂行するに足りる技術的能力があること。』と規定するだけで，技術的能力の具体的内容については何の定めもなく，また，同項４号においては，単に『原子炉施設の位置，構造及び設備が……災害の防止上支障がないものであること。』と規定するだけで，原子炉施設の位置，構造及び設備の具備すべき具体的要件や災害の具体的内容については何の定めもない。そして，規制法の下位法令である原子炉規則にも，原子炉設置許可申請書に記載すべき原子炉施設の位置，構造及び設備の細目についての詳細な規定（１条の２第１項２号）はあるものの，これらが災害防止上具備すべき具体的要件については，やはり何の定めもない」と。

しかも一方では，その安全判断は「極めて複雑な技術的事項についての時代の最先端を行く極めて高度な専門技術的知見に基づかなければ行いえないものであることが明らかである」。そうした矛盾を，許可処分の法的手続に照らして考えると，結局は，何もかもが行政庁の判断にまかされているとしか云いようがないということであろう。そして次のように判示している。

「（原子力）基本法，（原子力委員会）設置法，（原子炉等）規制法の体系からすれば，安全審査会の調査審議に基づく原子力委員会の意見をきくという手続により，学界及び関係行政機関の最高水準の専門技術的知見等を動員して，民主的に，原子炉施設の安全性の有無について結論を出し，これを尊重して内閣総理大臣が原子炉施設の安全性について最終的な判断をするのであるから，……，本件原子炉施設の安全性の審査，判断は，内閣総理大臣の専門技術的裁量に属する」と。

裁量処分の性格

前項でも見られたが，４判決が認めた行政庁の裁量の性格や範囲は異っている。

松山地裁判決は，前項でのべたように，「周辺住民との関係においても」，「安全性の判断」と「高度な政策的判断」の両方について，

行政庁の裁量を認めたが，同時に，「慎重な専門的，技術的審査によって，一定の基準に適合していると認めるときでなければ，その設置許可をすることができない」と，裁量権の行使に制約を加えている。

しかし，肝心の「一定の基準」とは何を指しているのかは不明なままである。

高松高裁判決は，松山地裁判決と同様に，「原子炉の安全性を肯定する判断」についての「専門技術的裁量」と，「原子炉設置の許否」についての「政策的裁量」とを認めている。そして前者の性格を次のように認定する。

「その判断の性質にかんがみ，具体的かつ詳細な判断基準や判断過程等を法律に定めることが適切でないことから，いわば手段的に個別的な判定を行政庁に委任する」と。

そして，抽象的ではあるが，次のような制約を裁量権の行使に課している。

「その裁量は，周辺住民の生命，身体にかかわることにも照らし，法律の委任する範囲内で合理的な根拠に基づき適正に行われるべき」であると。

福島地裁判決は，「行政庁たる内閣総理大臣の全くの自由裁量に任されているとは解されない」と明言し，「本件許可処分に瑕疵があり，このため原子炉等による災害が発生した場合には，本件原子炉施設周辺の住民らの生命，身体等に放射性物質の毒性による甚大な被害が生じかねないのであり，その放射性物質の毒性の人間に与える影響等の深刻さと不可避性等からすると」と前置きして，松山地裁や高松高裁よりは，やや具体的に次のように制約を課している。

「裁量性の幅は，前記の専門技術的裁量性を考慮してもなお狭いものでなければならず，原子炉設置許可申請が告示や各指針に適合するのはもちろん，許可処分当時の科学技術水準に照らして，専門技術的審査によって一定の基準に適合していると認められるときでなければ，設置許可をすることができないという裁量権の行使上の制約が存する」と。

行政庁に認められている裁量権の性格については，**水戸地裁判決**が，もっとも突込んだ解釈を与えている。同判決は，前項でのべたように「政策的裁量」の介入を否定し，認知した「専門技術的裁量」の性格を次のように規定している。

「同じ裁量といっても，政策的裁量とは趣旨と根拠を異にするものである。そして，内閣総理大臣の自由な考えによって安全か否かの結論を出してよいという意味での裁量の幅があるものではなく，安全か否かの結論自体は，専門技術的検討の結果一義的に定まるものというべきである」と。

ところが，どうしたことか同判決は，この明快な判断を「しかし」で受け，以下のような〝腰くだけ〟の判示でしめくくっている。

「右の裁量には，本件における原子炉の安全性のように，専門家間に深刻な論争ないし意見の対立がある場合において，そのいずれの見解を最も妥当なものとして採用するかという点も含まれると解する」と。

司法審査の方法

原発設置許可処分が行政庁の裁量処分であると認知すれば，「行政法３０条」によって裁判所の審理は「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった」かどうかに限られる。しかし原告住民側は，当然に，設置される原発が住民にとって安全かどうかを裁判所は判断すべきである，と強く主張した。

松山地裁判決には，「司法審査の方法」についての判示は全く見当らない。それは，被告国側が「原告適格」や「裁量処分」といった〝目つぶし〟を裁判所に投げつける以前に，被告国側も含め，文字通りに「伊方原発は安全かどうか」についての審理が審行していたために，いまさら「審理の方法」を判決に書くことができなかったのであろう。

松山地裁の〝苦悩〟を引きついだ**高松高裁判決**は，はっきりと行政に〝白旗〟をかかげ，「裁判所での審査の範囲については，いわゆる実体的判断代置方式が採られる通常の行政訴訟の場合と同様に考えることはできず，おのずから限界があるといわざるを得ない」と，逃げの姿勢を明確にした上で，次のように，原発が安全かどうかの審理は行わないと宣言した。

「原子炉設置の安全性に関する司法審査は，その安全性いかんという問題について裁判所が全面的，積極的に審理判断するのではなく，安全性を肯定する行政庁の判断に，現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か，という限度で行うのが相当である」と。

福島地裁判決も，基本的には高松高裁判決と同じ立場をとり，以下のように判示した。

「内閣総理大臣の判断が，告示や各指針に適合した処分当時の科学技術水準に照らし一定の基準に適合し，合理性を有しているかどうかが司法判断の対象となる」と。

ここでは「処分当時の科学技術水準」に限定され，内容不明な「一定の基準」が登場している。

水戸地裁判決は，前号でのべたように，裁判所の判断能力に限界はない，と見栄を張ってはいるものの，「行訴法３０条」に拘束されるとして，結局は，高松高裁判決などと同様に，裁判所独自で安全かどうかを審理することを放棄した上で，次のように判示している。

「安全審査会が採用した見解が，専門家の間における支配的な見解ないし必ずしも支配的とまではいえなくとも有力な見解であるかどうかを検討し，これが肯定されるときには，反対の見解が存在し，ないし反対の見解も有力であったとしても，合理性を失わないというべきであるから，裁量権の逸脱等はないものというべきが相当である」と。

つまり，行政が動員した専門家の見解を「支配的」であるとして，住民側の「反対の見解」を退ける方針を明示した。ただ同判決はこの方針に関連して，その判断基準を「審査当時」の専門技術的知見でなく，裁判所で審理中の「現在の知見」であることを明確にしている点は注目すべきことであろう。

立証責任

松山地裁判決は，一見，被告国側に立証責任があるかのように，次のように判示した。

「被告は当該原子炉の安全審査資料をすべて保持しており，かつ，安全審査に関わった多数の専門家を擁しているが，右許可処分の違法性を主張する原告らは，安全審査資料のすべてを入手できることの保証はなく，また，その専門的知識においても，被告側に比べてはるかに劣る場合が普通である。したがって，公平の見地から，当該原子炉が安全であると